［記載例］

# 県民税 町民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

提出用

勝央町長　あて

令和5年 8月 1日 提出

整理番号 ※

（特別徴収義務者）給与支払者

住所又は所在地 〒 709-4316
勝央町勝間田２０１

氏名又は名称
勝央町役場

連絡先（担当者）
人事課 給与 係
氏名 勝央 花子
電話番号 0868 － 38 － 3114

法人番号又は個人番号（個人事業主の場合）

特別徴収義務者指定番号
○○○○○○

※退職者についても、給与支払報告書は毎年1月末日の提出期限までに必ずご提出ください。

必ずご記入ください。

給与所得者

個人番号 対象者の個人番号ご記入ください

フリガナ ショウオウ タロウ
氏名 勝央 太郎　新姓

生年月日 平成 4 年 1 月 1 日

1月1日現在住所
勝央町勝間田２０１

異動後住所
前年の給与支払報告の住所と異なる場合、新しい住所を記入してください
電話番号（　　）

| （ア）特別徴収税額（年税額） | （イ）徴収済税額 | （ウ）未徴収税額（ア）－（イ） | 異動年月日 |
|---|---|---|---|
| 76,000 円 | 6 月分から 8 月分まで 19,300 円 | 9 月分から 5 月分まで 56,700 円 | 5 年 8 月31日 |

異動の事由
- □1 転勤・転職
- □2 退 職（F）
- □3 死 亡
- □4 休職・育休
- □5 長 欠
- □6 その他
  - □A 2名以下
  - □B 他特徴
  - □C 少額
  - □D 不定期
  - □E 専従者
  - □G 1年未満

異動後の未徴収税額の徴収方法
- □1 特別徴収継続（新勤務先で徴収）
- □2 一括徴収
- □3 普通徴収（本人が納付する）

1月1日以降退職時までの給与（賞与を含む）支払額
3,300,000 円

1月1日以降退職時までの控除社会保険料額
207,900 円

6月から徴収が済んだ月までの合計を記入してください。**徴収済月は必ずご記入ください。**

該当する箇所にチェックしてください

1．新しい事業所で、特別徴収可能な場合

◎納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者（特別徴収義務者）

住所又は所在地 〒 ○○○-△△△△
勝央町平242-1

氏名又は名称
株式会社 ◎◎◎

新勤務先指定番号 △△△△△△
受給者番号

電話番号 0868-○○-××△○

左記勤務先へは月割額 6,300 円を 9 月分から徴収するよう連絡済みです。

新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の（ 要 ・ 否 ）

事前に分かる場合のみご記入ください。

次の事業所へ連絡をお願いします。

2．未徴収額を一括徴収の場合

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額（退職した月を除く）の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収の理由
- □1 異動が令和５年12月31日までで、申出があったため。
- □2 異動が令和６年１月１日以降で特別徴収の継続の希望がないため。

| 徴収予定月日 | 一括徴収予定額（上記（ウ）と同額） | |
|---|---|---|
| 8 月 31 日 | 56,700 円 | 左記の一括徴収した税額は 8 月分（ 9 月 12 日納期限）で納入します。 |

退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人から申出がない場合でも必ず残税額をまとめて徴収してください。

例えば、８月に退職された場合、一括金額として「８月分＋９月以降の金額」を徴収していただきますが、ここには「９月以降の金額」を記入してください。

※

裏面をご覧ください。